



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

株式会社ドリームインキュベータ
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一
(コード番号 4310 東証第一部)
問合せ先 執行役員 原田 哲郎
(TEL 03-5532-3200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 11 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由
 - (1) 当社および当社グループの今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
 - (2) 補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行う不便さを解消するため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を 2 年とする旨を現行定款第 21 条（取締役の任期）に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条	第2条
(条文省略)	(現行どおり)
1～7. (条文省略)	1～7. (現行どおり)
(新設)	<u>8. 広告、広報に関する企画、制作、各種マーケティング及び販売代理業</u>

<p>8. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>9. <u>情報の収集、分析、管理及び情報提供サービス</u> 10. 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>1～3. (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>1～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

以 上